

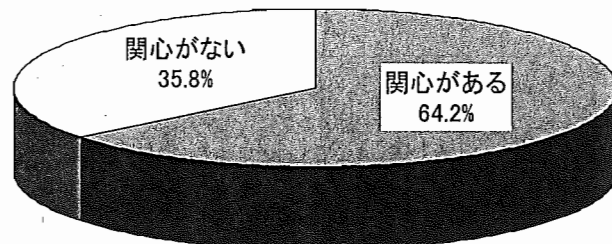
臓器移植（臓器提供）に関する県民意識調査結果の概要について

この臓器移植（臓器提供）に関する県民意識調査は、緊急雇用創出事業を活用し、普及啓発活動の一環として実施したものである。

調査結果（抜粋）

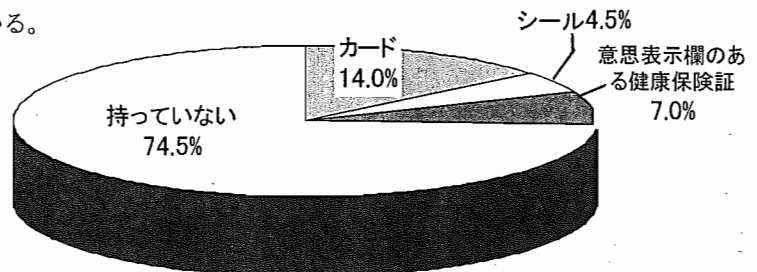
〔臓器移植への関心〕

関心のある人が64.2%を占めているが、関心のない人も35.8%ある。



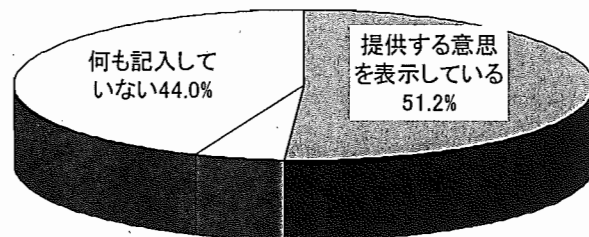
〔臓器提供意思表示カード等の所持〕

臓器提供に関する意思表示ツールを「持っている」人は25.5%で、その内訳は、「臓器提供意思表示カード」が14.0%、「臓器提供意思表示欄のある健康保険証」が7.0%、「臓器提供意思表示シールを貼った運転免許証や健康保険証」が4.5%となっている。



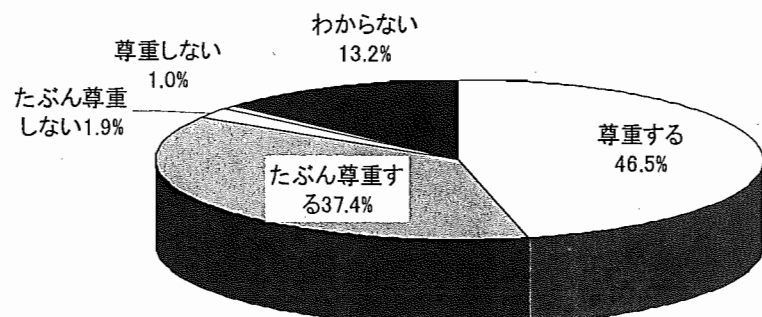
〔臓器提供意思表示カード等への記入〕

何らかの臓器提供関係の意思表示ツールを「持っている」人のうちで、「臓器提供する意思」・「臓器提供しない意思」のどちらかの意思を表示している人は、56.0%と半数を上回った。



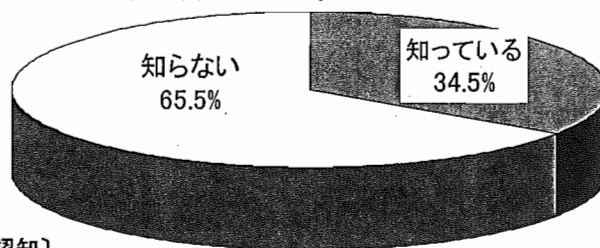
〔家族の臓器提供意思の尊重〕

自分の家族が脳死又は心臓停止による死亡と判断され、その人が「臓器提供する意思」・「臓器提供しない意思」を表明していた場合、その意思を尊重するかどうかについては、「尊重する」と「たぶん尊重する」を合わせると80%を超えている。



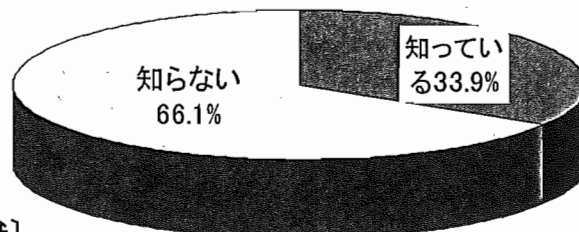
〔平成21年7月に臓器移植法が改正されたことの認知〕

「知っている」が34.5%、「知らない」が65.5%と上回っている。



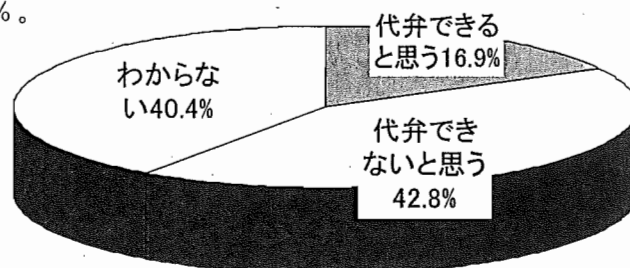
〔家族の同意により臓器提供が可能となることの認知〕

今回の改正法では「本人が臓器提供を拒否していなければ、家族の同意で（本人の書面による意思表示なしで）臓器提供が可能になる」ことを知っているかということについては、全体の認知度は33.9%。



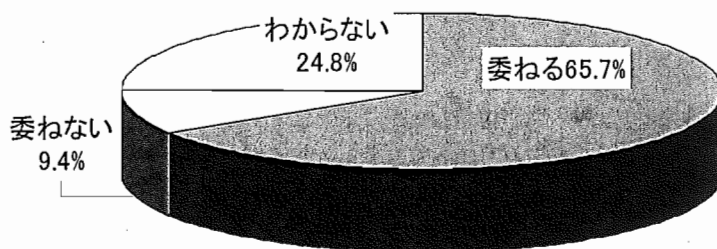
〔家族が意思を表示していなかったときの意思の代弁〕

自分の家族が脳死又は心臓停止による死亡と判断され、「臓器提供する意思」も「臓器提供しない意思」も表示していなかった（知ることができなかった）場合、家族の臓器提供に関する意思を代弁できるかどうかについては、「代弁できると思う」が16.9%。



〔自分の臓器提供意思の家族への委任〕

自分が脳死又は心臓停止による死亡と判断され、「臓器提供する意思」も「臓器提供しない意思」も意思表示していなかった（家族が知ることができなかった）場合、臓器提供をするか、しないかの決定を家族に委ねるかどうかについても、家族に委ねる人が65.7%。



〔臓器移植コーディネーター等からの情報提供〕

自分の家族が脳死又は心臓停止による死亡と判断された場合、臓器移植コーディネーター等から臓器提供についての話を聞いてみてもよいと思うかどうかについては、「聞いてもよい」との回答が56.1%。

